

大和市監査委員告示第2号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和6年1月30日

大和市監査委員 佐藤光徳

大和市監査委員 古木邦明

- 1 監査等の種類 地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
- 2 監査対象 市民経済部
- 3 監査対象期間 令和5年1月～令和5年12月
- 4 監査年月日 令和6年1月30日
- 5 監査の方法 この監査は、大和市監査基準に従い、市民経済部(市民活動課、市民相談課、市民課、産業活性課)において次に掲げる事務を対象とし、財務に関する事務等が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、抽出により実施した。

なお、古木邦明監査委員は、直接の利害関係がある事務について、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

- (1) 予算執行に関する事務
- (2) 収入調定に関する事務
- (3) 契約に関する事務
- (4) 補助金交付に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務
- (7) 会計年度任用職員の報酬支払に関する事務
- (8) 非常勤特別職職員の報酬支払に関する事務
- (9) 備品管理に関する事務
- (10) 基金管理に関する事務
- (11) 諸証明等手数料徴収に関する事務
- (12) 自動車の臨時運行許可手数料徴収に関する事務
- (13) 証紙の管理に関する事務
- (14) 個人番号カード再交付手数料徴収に関する事務

- (15) つり銭・領収印の管理に関する事務
- (16) 切手・はがきの受払に関する事務
- (17) 預託契約に関する事務
- (18) 大和商工会議所貸付金に関する事務
- (19) 利子補給・信用保証料助成に関する事務
- (20) 計量器定期検査手数料徴収に関する事務
- (21) 企業活動振興奨励金交付に関する事務

- 6 主な着眼点
- ・ 予算執行が適正かつ効率的に行われているか
  - ・ 収入調定の時期及び金額は適正か
  - ・ 契約の内容は適切か。記載どおり履行されているか
  - ・ 補助金の交付時期、金額、実績報告等は適正か
  - ・ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか
  - ・ 前回の監査における指導事項が改善されているか

- 7 監査結果
- 財務に関する事務等の執行は、次の点を除き、おおむね適正に執行されているものと認められた。

(市民課)

諸証明等手数料徴収に関する事務において、誤って調定がなされているものがあつた。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、口頭により指導を行った。